

前近代中国の職員録

伍 躍

About the list of government officials of Modern former China

現代の日本では、「〇〇省職員録」ないし「〇〇大学教職員名鑑」という出版物が定期的に出版されている。それは、主として国や地方自治体の公務員、学校教職員などの官職ないし肩書や氏名などを記載した、人事に関する情報を知るための重要な資料である。

ところで、前近代の中国、とりわけ明（1368～1644）清（1644～1911）時代には、衙門がもんと呼ばれる官庁の官僚名簿がすでに定期的に刊行されていた。それは「摺紳全書」などと呼ばれる書物である¹⁾。ここでの「摺紳」とは、官位を示す笏しやく²⁾を官服の帯にさしはさんでいる紳士、つまり官僚のことである。「摺紳」とも書く。

前近代中国の「摺紳全書」は現代日本の職員録と違って、官庁ごとに編纂されたのではなく、全国、つまり中央官庁と地方官庁に勤めるすべての官僚の人事情報を集めて編纂されるものである。それを可能にする原因については、色々考えられるが、採用人事の面からすれば、前近代中国の官僚人事は、役所ごとに採用人事をする現代日本や中国の公務員制度と違って、すべての採用人事を中央の吏部によって行っていた³⁾。この結果、人事情報を一箇所に集中することによって、それをまとめて出版することができるようになった。もう一つの原因は、おそらく官僚の数は現代中国と日本に比べ少なかったというところにある。記録によれば、明代では、中央官庁に勤める京官（中央官僚）は1944名で、地方の各官庁に勤める外官（地方官僚）は22709名であった。また、清代後期では、京官は2622名で、外官は13007名であった⁴⁾。この数は、おそらく現代中国ないし日本の国家や地方公務員の総人数の何分の一にしか過ぎないだ

ろう⁵⁾。

前近代中国「職員録」は、その出版者により様々な書名が付けられている。たとえば、「大清摺紳全書」、「摺紳便覧」、「爵秩全函」、「爵秩全覧」、「爵秩新本」、「官爵全書」、「縉紳全書」、「大清仕籍全書」、「大清最新百官録」、「憲政最新職官全録」などである。そのなかで、「大清摺紳全書」は比較的ポピュラーなものであるため、以下では、史料の引用などを除き、前近代中国の職員録を「摺紳全書」と呼ぶことにする⁶⁾。

内容から見れば、前近代中国の官僚名簿は現代日本の職員録よりはるかに興味深いものである。役所や部局課の所在地、電話番号、メールアドレス、および肩書や氏名ぐらいいし記載しない現代日本の職員録に対して、前近代中国の官僚名簿にはたくさんの情報が盛り込まれている。

明代後期の万暦29年（1601）、明の首都・北京に到着したイエズス会宣教師・マテオ＝リッチは、実際にその官僚名簿を目にした。彼は、「そこには王国の最も重要な官吏の役職、現在の役職についている者の氏名、出身地、学位だけが記されている」、と述べている⁷⁾。リッチのこの説明は、筑波大学図書館所蔵の明代万暦十五年（1587）に刊行された『新刊大字全号縉紳便覧』とほぼ同じ時期に刊行された『新刊全号宦林備覧』で裏付けることができる。但し、この二つの職員録には、リッチが説明した役職、官僚の氏名、出身地、学位のほか、その氏名の一部として^{あざな}字も記されている。

清代になると、前近代中国の職員録に収録される内容は、より充実したものになった。一般論として、摺紳全書などでは、序文や凡例に続いて、官僚制度についての基本情報、つまり「官階品級」（官位の等級）・「頂服」（官位の等級を示す帽子と制服）・「俸禄」・「職官総目」（全国で配置される文官ポストのリストとその定員数）・「相見儀注」（官僚同士が面会するときの礼儀）・「赴任憑限及路程」（赴任に関する規定）・「新選官員借支養廉」（新任官僚赴任旅費として支出される一時金に関する規定）などを載せ、清末のものには、「出山指南」（採用人事に関する注意事項）や新たに実施される人事関係の法例も掲載される。そしてその正文では、京官を官庁別に、またすべての地方官を各省ごとに記載している。たとえば、光緒十三年の『大清摺紳全書』のなかで、蘇州府呉

県について、以下のように記されている⁸⁾。

- ① 調、② 平江、呉県、③ 最要、衝繁疲難、賦重訟繁、差務頻仍、附郭。府治西南偏。④ 額徴解司銀三万二千八百七十六両、漕白二米二万七千八百十九石、雑税銀四千八百六十両、穀三万石。⑤ 養廉銀一千八百両。⑥ 同知銜知県、⑦ 夏宗彝、子允。浙江会稽人。⑧ 蔭生。⑨ 十三年三月調。
- ① の「調」は法例によって決められた呉県知県の任命方式で、つまり同じ階級のものより選んで任命することである。
- ② は呉県の雅称である「平江」と正式な名称を記す。
- ③ は業務の難易さと県庁の所在を示す。これによって、呉県知県は最も重要な知県ポストの一つであることがわかる。「衝繁疲難」とは、清代の地方行政業務の難易さを示す基準であり、「衝」とは交通の要所、「繁」とは業務が繁雑、「疲」とは税金労務の負担が多くて、人民が疲弊している、「難」とは、訴訟が多くて、治安維持もかなり難しいといった地方の実情を示すものである。
- ④ は税額を記す。
- ⑤ の「養廉銀」は、地方官僚に対し支給する職務手当であり、地方業務の難易さに応じて金額が異なるが、一般的に正式の俸禄より多い。たとえば、知県がもらえる俸禄はわずか四十五両であるのに対し、呉県知県の養廉銀は一千八百両にのぼる。
- ⑥ は現職知県の肩書である。ここでの「同知銜」とは、現職の知県が、本来の階級である正七品のほかに、名誉の肩書として正五品の同知の称号を有していることを示すものである。この名誉の肩書は、本来は褒賞のようなものであるが、所定の金額を払えば、購入することも可能である。
- ⑦ は、現職知県の氏名、字、本籍を示す。
- ⑧ の「蔭生」は、現職知県の出身である。「蔭生」とは、「蔭子制度」で登用される人材を指すものである。清代には、高級官僚や殉職した官僚の功績を讃えるために、その官僚らの男性子息に「蔭生」の身分を与え、国立学校である国子監へ入学する道を開く制度、つまり「蔭子制度」があり、実際に、「蔭生」の身分があれば、官僚に登用されることもでき

る。

- ⑨ は現職知県の任命時期と任命方式を示す。これによれば、呉県知県の夏宗彝は、光緒十三年三月に「調」、つまり他県の知県から異動させられたことが分かる。

このように、その官僚の氏名はもちろんのこと、本籍・正途（進士や挙人）出身者⁹⁾であればその登第（合格）年次・任命方式¹⁰⁾など、さらに各地方の疆域・賦税・人口・風俗・土産、および「養廉銀」と呼ばれる地方官僚の職務手当の金額なども記載してある。ひとこと言えば、前近代中国の職員録は、名簿以上の情報を載せており、一種の官僚手引きのようなものである。これを利用して、現職官僚の肩書や氏名を調べられる一方、その官僚の任命方式や業務の難易度などの情報も得られる。そのため、前近代中国の職員録は前近代中国の官僚制度を研究するうえで重要な資料なのである。

現代日本の職員録は、ほとんど省庁の人事担当部局や「〇〇協会」と呼ばれる省庁のOBらがつくった組織によって編纂出版される。明清時代中国の「搢紳全書」を編纂出版したのは、民間の出版業者であった¹¹⁾。さらに、これらの書物の印刷および刊行は、すべて民間出版業者の手によって行われる。いわゆる「坊刻」である。たとえば、中国国家図書館所蔵の万暦十二年（1584）の『新刊真楷大字全号搢紳便覧』を刊行したのは、「北京鉄匠衚衕葉鋪」である。

清代では、これらの書物を出版するのは、主として北京琉璃廠の出版業者である。今日、琉璃廠は北京随一の骨董街であるが、清代には、ここに店を構えていた民間出版業者が多かった。中国国家図書館と上海図書館に所蔵されている搢紳全書中、確認できた出版業者の商号は、おおよそ以下の通りである。

榮錦堂	同昇堂	觀光閣	五本堂	榮慶堂	宝名堂
榮陞堂	榮晋齋	榮禄堂	斌陞堂	宝善堂	榮華堂
來鹿堂	文華堂	聚錦堂	松竹齋	榮宝齋	福潤堂

槐蔭山房

また、かつて琉璃廠で通学齋書店を経営していた孫殿起氏の説明によれば、清末に、琉璃廠で搢紳全書などを発売していた商号には以下の十八があったという¹²⁾。

前近代中国の職員録（伍躍）

福潤堂	榮録堂	榮錦堂	崇寿堂	榮慶堂	崇錦堂
榮貴堂	崇名堂	崇觀堂	宝名堂	榮顯堂	貴名堂
榮華堂	文英堂	榮晋齋	同文堂	榮宝齋	斌陞堂



写真1

上記二つのリストを比べてみれば、出版と販売を兼営する商号もあれば、出版か販売だけを経営する商号もあることが分かる。なお、現存する清代の摺紳全書などはほとんど赤い表紙であり、その表紙のうえに、黄色の「書籤」が貼り付けられ、その「書籤」のうえに書名が印字されている（写真1を参照）。

マテオ＝リッチの説明によれば、明代の万暦年間では、この摺紳全書などが「毎月中頃に新しく印刷され、チーナ全土に配布されている」という¹³⁾。

残念ながら、現存する数少ない明代の職員録だけでは、リッチのこの説明はまだ確認できない。清国を訪れた朝鮮使節の報告によれば、少なくとも康熙二十五年（1686）頃、『摺紳便覧』がすでに年に四回、つまり春夏秋冬という季節ごとに発行されていたことが分かる¹⁴⁾。このように頻繁に改訂して出版される原因について、マテオ＝リッチは、次のように説明している¹⁵⁾。

死亡者が出て、昇格ないし降格が行われるため、あるいは親の死亡やその他の理由から、たえず訂正が加えられる。しかも王都では役職につこうと空席を待つ人びとの絶えることがない。そのために、たびたび改版せざるをえないのである。

つまり、官僚人事の異動などに対応して、よりの確な人事資料を利用者に速やかに提供しようとする目的によるものと考えられる。

清末、海運や鉄道の開通により、物流状況が改善され、北京のみならず、地方重要都市でも摺紳全書が店頭には並べられるようになった。同治十二年

(1873) 十月初七日に発売された上海の新聞『申報』に、「冬季摺紳出售」の広告が掲載されている。

啓者、京都新到冬季摺紳全録出售、每部価洋一元。今於申報館出售。欲買者請至購閱可也。斌陞堂誠。

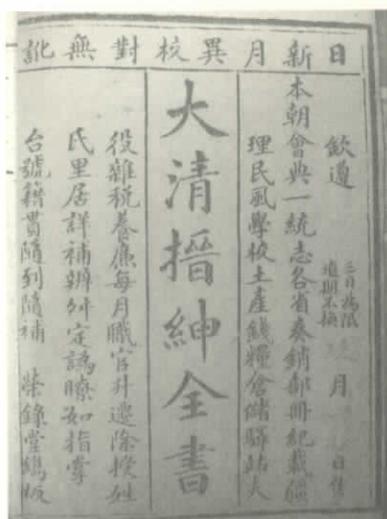


写真2

とあり。旧暦の十月は冬季の始まりにあたり、冬季の摺紳全書がこの十月より発売されるのである。上記の広告では、北京の斌陞堂から発行されたばかりの「冬季摺紳全録」は上海に運ばれ、定価は一元であり、現在、『申報』の発行所で販売しているという¹⁶⁾。なお、清末、摺紳全書は乱丁、落丁などがあった場合、発売してから三日以内なら、無料で交換してもらえた。そのため、本の裏表紙に販売した日付が記録されている（写真2を参照）。

現代に住む我々にとって、役人の肩書や氏名以外の人事にかかわる情報を入手するのはなかなか難しいことに違いないだろう。前近代中国においても同じであった。すべての官僚の人事情報を入手するのは決して容易なことではなかった。摺紳全書の出版でもっとも有名な榮禄堂（榮禄堂）書肆の経営者は、金銭を使って文官人事担当の吏部や武官人事担当の兵部の胥吏（下級役人）から人事情報を買い、それに基づいて職員録を出版していた。一部の書肆は、官僚の人事を含む様々な情報を入手するために、大臣クラスの官僚とのコネを作った。たとえば、山西商人の李炳勳が創立し、摺紳全書も出版販売する宝名堂書肆は、一時琉璃廠の「第一巨大書肆」といわれ、経営者の李炳勳と親しく往来している高級官僚のなかには現職の大臣である賀寿慈がいたという¹⁷⁾。また、清末の光緒十二年（1886）に出版された北京の観光ガイドブックである『朝市叢載』によれば、摺紳全書を販売する榮陞堂書肆の看板は、内閣侍読学士・太常寺少卿・大理寺少卿・通政使司副使

などを歴任した王維珍に書いてもらったものであった¹⁸⁾。

では、なぜこれほどの商号が摺紳全書の出版販売を経営するのか。その原因は、おそらく市場の需要にあるだろう。当時、官僚や官僚の選抜試験である科挙を受けるために北京に来る知識人たちは、ほとんどと言っているほどそれを購入する。それを購入する目的は、自分で使用することや他人に贈ることが挙げられる。

人間の社会的存在としての側面は、他人とのコミュニケーションがなければ成り立ちえない。同窓・同郷・親戚・姻戚などの様々な結びつきのなかで存在するのである。前近代中国の官僚の世界は、これらの結びつきをさらに重視し、ある意味で一種のコネの世界であった。当時、出版された摺紳全書などを利用して、そのコネを探すことができた。これは現職官僚にとっても、任命の辞令をまつ候選候補官僚にとっても、さらにこれから試験に臨んで官僚をなろうとする者にとっても大いに意義がある。つまり、摺紳全書などの職員録は官僚の必需品といっても過言ではない。当時、北京から地方の官庁に赴任する官僚にとって、任地の上司に着任の挨拶をする際プレゼントを贈るのは一種の「常識」であった。それに備えて、「大小部縉紳」を用意するように、と官箴書と呼ばれる官僚のハンドブックは薦めている¹⁹⁾。

京都大学名誉教授だった宮崎市定氏は、かつてアメリカのハーバード大学に付属するハーバード燕京図書館に所蔵されている清末の『爵秩全函』を紹介したことがある。刊行年代からすれば別にそれほど珍しいものではないが、その本のほとんどの頁には、もとの持主が、人名の横に自分との縁故、たとえば自分の血縁とか、母方妻方の姻戚とか、自己の交友関係・師弟関係などを悉く書きこんでいる。宮崎市定氏の説明によれば、この書物の価値は「旧中国の官僚がどの程度まで、裏面で私的関係によって結合されていたかを知り得る一つの例証を提供する」というところにある²⁰⁾。京都大学所蔵の光緒二十二年（1896）夏季と二十六年（1900）秋季の『爵秩全覽』では、かつての所有者は、朱筆を用いて、満州人やモンゴル人地方官の本籍と氏名のところに赤い点をつけている。このように、摺紳全書を一冊入手すれば、個人のネットワークを構築するのに役に立つことが分かる。なお、前近代中国において、上司の機嫌を

とるということは官僚個人にとって、なにより一番も重要なことでもあった。たとえば、辛いもの大好きな四川籍や湖南籍の上司に唐辛子などを差し上げれば、その上司は喜んでくれるのに違いないし、覚えめでたく、いずれ自分を抜擢してくれるかもしれない。また、科挙の試験に合格した進士や挙人出身の官僚が、監生や吏員、あるいは捐納（金銭で官職を買った）出身の上司のまえて学問のことを話すことはタブーであるだろう。このように、上司の本籍や出身などの情報を調べるために、搢紳全書は欠かせないものであった。

清末の官僚日記のなかにも、搢紳全書を読んだ記録がある。たとえば、近代中国の有名な外交官だった曾紀沢は、死去した父親の曾国藩のために喪に服していた同治十一年（1872）十月十四日の日記のなかで「夜飯後看搢紳良久」とし、清国公使としてフランスのパリに駐在していた光緒七年（1881）九月十五日にも、「夜飯後翻閱秋季搢紳」として、いずれも夕食後に搢紳全書を読んだことを記録している。その詳細については、日記のなかには記されていないが、一定の目的でもなければ、「良久」、つまり長い時間をかけて官僚の名簿である搢紳全書を読む必要はなかつたろう²¹⁾。

中国人にとっては言うまでもないが、外国人にとっても、搢紳全書などは中国との外交交渉において大変重要な資料であった。清朝康熙初年、北京を訪れる朝鮮の使臣は、入手した「清国搢紳便覧」を通じ、『明史』の編纂がすでに始まったことを知り、仁祖について明朝時代の記録を正すことを清朝側と交渉するよう、国王に上奏した。康熙二十五年（1686）到北京を訪れた朝鮮使節団の書状官を務めた呉道一は、朝鮮国王に提出した報告書のなかで、入手した「清国搢紳便覧」を利用して清の官僚制度を説明した。雍正二年（1724）、朝鮮使節団の通訳官を務める朴熙蔓が、「爵秩全覧」を北京で二冊購入し、帰国後、重要な資料として朝鮮国王に提出したという²²⁾。おそらくこれらのものを利用すれば、外交交渉の相手に関する情報を得ることができたからに違いない。

ところで、思いもかけないところに使われることもあった。明朝末年の崇禎十七年（1644）、李自成が率いた農民軍は北京を攻略し、三月十九日、明朝のラスト・エンペラーである朱由檢（崇禎帝）が紫禁城の北にある煤山（今は景山）に登って首を吊って自殺した。その後、明王朝を倒した農民軍が紫禁城に

入り、戦後処理をしながら、自らの政権の樹立に向けて旧政権の官僚を呼び出すことにした。崇植帝が亡くなった五日後の三月二十六日、ある官僚が農民軍の呼び出しを受け、紫禁城に入り、次のような光景を目撃した²³⁾。

至会極門、偽相牛金星深衣盤坐棕毯上、面東向。右侍郎宋企郊盤坐金星側、北向。金星捩緝紳録一部、硃筆点唱、先令甲科打恭、餘誦鄉貫、論高声以応。或託疾、則令扶候。各選、即圈於録上、赴部聽銓。選注畢、且各回營、奔仆数人。乙卯（二十七日）、又選各官。味爽、由午門入會極門、牛金星、宋企郊如前唱選。予名者、令候會極門、召則出東華門、或令出西華門、不解其故。蓋東皆回營、西皆斬於門外、凡七十六人、多助賊。丙辰（二十八日）、各營拷職官追賊、内臣加炮烙、尤慘。

つまり、農民軍の宰相と任命された牛金星は、その摺紳全書を利用して、旧政権の大臣や一般官僚を呼び出して、そのなかから登用する者を決めたほか、六十七名にのぼる処刑対象、と「贓品」を隠したとされる官僚を探し出した。その「贓品」を隠したとされる者に惨い刑罰を加えて、自白させたという²⁴⁾。摺紳全書の編纂者にしてみれば、官僚を処刑することや刑罰を加えるためにこの名簿が使われるとは夢にも思わなかつただろう。

最後に、摺紳全書などと呼ばれる前近代中国の職員録が現代の研究者に、どのような情報を提供してくれるのかについて私見を述べさせていただきたい。

これまで、日本の東洋史学界は、摺紳全書などを利用し、前近代中国の官僚制度史研究において大きな成果を挙げてきた。たとえば、清代官僚制度の研究にあたり、摺紳全書の史料価値をはじめて発見したのは近藤秀樹氏である。彼は、清代中期以後の摺紳全書を利用し、地方官僚の出身（任官資格）、つまり「正途」か「雑途」が明らかにしたうえで、捐納出身者をはじめとする「雑途」官僚が太平天国期以後に爆発的に増加したことを説明して、伝統中国官僚社会の終末を論証した²⁵⁾。

さらに一例をあげよう。清代、中央政府は財政支出の増大などによる財政難を補う方法として、任官資格・官職や栄典などを所定の法例に従い民間人に販売する措置を実施していた。この政策を「捐納」という。咸豊元年（1851年）、太平天国の乱が勃発したのを受けて、南方諸省からの税金を期待できない清の

政府は、その農民反乱を鎮圧するための軍事費用を調達するために、捐納を更に広範囲に実施した。その結果、官職を購入して官僚の任官資格を入手した者が多くなった。当時、これらの者を「候選官」と呼ぶ。

現代の日本を含む世界各国の公務員制度と違って、清代では任官資格者を、政府の責任でもって全員採用することを原則論としていた。この結果、本来の科挙で合格した者とあわせて、官僚の任官資格を有する者は実際のポスト数をはるかに上回ることになったので、中央と地方官庁の人事を司る吏部での銓選、つまり採用人事ではその候選官たちをすべて登用することができなくなった。

採用難問題に直面している候選官たちの一部は、なるべく早く正式なポスト、あるいは臨時的な仕事を得るために、「分発」を捐納する制度を利用し、次から次へと地方官庁に赴いた。本来、「分発」というものは、実務研修として、登用を待つ者を地方に送り地方官庁で見習い、そのなかから業績をあげた者を現地で登用するという制度で、清代の雍正年間（1723～1735）より始まったものである。この「分発」に対する捐納は、候選官のなかで地方官庁での登用を自ら志望する者を対象に、清代の後期に作られた制度である。つまり、現地採用を志望する者は、所定の金額で分発の資格を購入すれば、「分発」の制度を利用して、志望する省に赴くことができる。

このような「分発」は、清代中期までは数年に一度行われる程度であったが、捐納「分発」の結果、清末には毎月のように行われることになった。その「分発」によって各地へ送られた官僚の有資格者の人数は、清末の「摺紳全書」に記録されている。たとえば：

光緒十三年（1887）四月	116名
五月	201名
六月	83名
光緒十五年（1889）六月	73名
光緒十六年（1890）七月	118名
八月	92名
九月	96名
十月	78名

表 1

光緒三十三年（1907）全国在外候補者外補確率			②÷③=④	
官 職	①全国定員数	②外補定員数	③候補官人数	④外補確率
道員	101	16	706	0.02
知府	198	28	700	0.04
同知	153	138	495	0.28
直隸州知州	73	57	262	0.22
知州	143	62	228	0.27
通判	105	35	685	0.05
直隸州同知	34	7	40	0.18
知県	1339	393	4940	0.08
布政司庫大使	20	0	35	0
平均外補確率				0.13
出典：『大清直省同寅録』（光緒三十三年、1907年）『大清会典』巻八。				

冬月 86名

光緒十七年（1891）七月 93名

八月 112名

無論、この統計は不完全なものであるが²⁶⁾、筆者は、さらに清末の光緒三十三年（1907）に刊行された『大清直省同寅録』などを利用して、清末の官僚有資格者が実際のポストの数、および「外補」、つまり地方で登用できるポストの数よりはるかに上回る実態を明らかにした²⁷⁾（表1を参照）。これによれば、これらの候補官が従来のポストに登用される外補確率（外補定員数÷候補官人数）は、同知の0.28を最高に、極めて低いもので、ほとんどゼロに近いことが分かる。道員の場合、全国の外補定員数はわずか16ポストに対し、各省で現地登用を待っている候補道員は706人であった。つまり、16ポストの求人に対し、その職を求める「資格浪人」のような候補道員は、706人もおり、このことからすれば現地で登用される外補確率は最大でも0.02%であることが分かる。しかし、現実の状況は、その表で示されるデータよりもさらに厳しいものであっ

た。というのは、表で示した「②外補定員数」とは、規定上のものである。それらのポストはいつ空きができてくるかは分からないから、実際には、二十年以上を待たされて、死ぬまでも登用されることのない候補官もいた。このように、官僚有資格者の就職難は、中央のみならず、地方にも広がっていた。なお、清代の制度によれば、実際に登用されていない官僚の有資格者には俸禄を支給しないため、「分発」され、各地で登用を待っている者のなかには、自分の娘に乞食をさせたり、三日間食事をしなかったりした者もいたという²⁸⁾。

最後になるが、摺紳全書と呼ばれる前近代中国の職員録には様々な情報が含まれているので、よりいっそう活用されることを期待している。しかし、いまのところ、摺紳全書についての専門的な研究はまだ少ない。伝統中国においては、このような書物の公開出版はいつからどのような判断によってはじまったのか、出版者はいったいどのようなルートや手段を利用して、人事を司る中央官庁から人事情報を入手したのか、使用者側がこのような出版物を具体的にどのように使用していたのかといった問題は、まだ明らかにされていない。伝統中国の官僚制度を研究するにあたり、官僚の人事を動態的、連続的に記録する摺紳全書の史料価値をよりいっそう認識し、以上の問題を明らかにすることが欠かせない。なお、日本国内を含めて、摺紳全書の所蔵状況についても、さらなる調査収集が必要である。

付録の目録は、中国の上海図書館とアメリカのハーバード大学付属ハーバード燕京図書館が作成した目録に基づいて作成した初歩的なものであり、「上」とは上海図書館、「燕」とはハーバード大学付属ハーバード燕京図書館を示すものである²⁹⁾。

注

- 1) 日本の所蔵状況について、中島立子『摺紳全書・中枢備覧』所在目録（『東洋文庫書報』第9号、東京、東洋文庫、1977年3月、第129～140頁）を参照。
- 2) 長さは一尺ほど（約30センチ）の長方形の板片であり、官位に応じて異なる材質（象牙・玉・木など）で造られ、備忘のために君命などを記録することに用いる。
- 3) 武官人事は兵部。
- 4) 『明会要』、卷四三、職官一五。『大清摺紳全書』（光緒六年春季）。
- 5) 陳桂棟・春桃『中国農民調査』（北京、人民文学出版社、2004年）によれば、現代

前近代中国の職員録（伍躍）

中国の「党政機関幹部」、つまり国家や地方政府の財政から給与を支払われる公務員の数は次のとおりである。

1979年 279万人

1989年 543万人

1997年 800万人（第172頁）

- 6) なお、文職官僚の職員録である「摺紳全書」に対し、武官の職員録は「中枢備覧」である。それについては、本稿では省略する。
- 7) マテオ＝リッチ『中国キリスト教布教史1』（東京、岩波書店、1982年）、第56頁。
- 8) 『大清摺紳全書』、光緒十三年丁亥、光緒十三年京都榮録堂刊本。
- 9) 前近代中国官僚の出身は、「正途」と「雑途」に二分される。正途は、科挙試験の合格者である進士をはじめ、挙人などの資格をもつ者であり、雑途は、進士や挙人といった学力を示す資格を待たない者、たとえば軍功出身者などである。清代では、捐納出身者もこの「雑途」に属する。
- 10) 前近代中国官僚の任命方式は、皇帝による直接任命の「特簡」、中央吏部での採用人事によって任命される「選」、地方の最高長官である総督が現職の官僚をもって空きポストを埋める「補」および「調」などがある。拙稿「清代の捐納制度と候補制度について——捐納出身者の登用問題を中心に——」、岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』（京都、京都大学人文科学研究所、2004年）第361～412頁）を参照。
- 11) 『清稗類鈔』では、その書物の著作権について、乾隆年間、吏部の某胥吏は、権臣の和珅に「数千金」を賄賂し、その著作権を独占したという（『清稗類鈔』第三冊、北京、中華書局、1984年、1264頁）。しかし、現在では、『清稗類鈔』のこの説明を裏付ける資料がない。
- 12) 孫殿起『琉璃廠小志』（北京、北京古籍出版社、2001年）、第186頁。榮録堂刊本にある「榮録堂起首摺紳老舖記」によれば、「本堂原名榮禄」とされており、さらに書肆の住所は「京都琉璃廠東北園対過」であることが分かる。つまり、榮録堂の商号は、そもそも「榮禄堂」であった。これに対し、清末に「榮禄堂」という書肆もあった。京都大学に所蔵する『大清最新摺紳録（光緒三十四年戊申夏季）』は、榮禄堂の刊本である。この本によれば、榮禄堂の住所は「京都琉璃廠東頭路南」である。したがって、この榮禄堂は上記の榮録堂と異なる書肆である可能性が否定できない。なお、中島立子氏の前掲論文を参照されたい。
- 13) マテオ＝リッチ『中国キリスト教布教史1』、第56頁。
- 14) 『同文彙考』（ソウル、翰進印刷公社、1978年）、第二冊、第1603頁。
- 15) マテオ＝リッチ『中国キリスト教布教史1』、第56頁。
- 16) 『申報』、同治十二年十月初七日、第6頁。

前近代中国の職員録（伍躍）

- 17) 孫殿起『琉璃廠小志』、第130頁。
- 18) 李虹若『朝市叢載』（北京、北京古籍出版社、1995年）、第91、106頁。
- 19) 延昌『事宜須知』（『官箴書集成』第九冊、合肥、黄山書社、1997年）、第9頁。
- 20) 宮崎市定「書き入れ本」（『宮崎市定全集』第二十三卷、東京、岩波書店、1993年、第326～328頁）を参照。
- 21) 曾紀沢『曾紀沢日記』（長沙、岳麓書社、1998年）、第241、1115頁。
- 22) 『顕宗改修実録』（ソウル、国史編纂委員会、1986年、第38冊）、巻二六、十四年二月辛亥、第137頁。『同文彙考』、第二冊、第1603、1644、1666頁。
- 23) 談遷『金陵対泣録』。査慎行『人海記』（北京、北京古籍出版社、2001年、北京古籍叢書）、第39～40頁より。
- 24) 会極門は、紫禁城内の東南に位置する建物であり、日常行政の中心である内閣に近く、しかも内閣から外廷、つまり国政の中心である大和殿へはこの門を通らねばならない。『（光緒）順天府志』（北京、北京古籍出版社、1987年）、巻三、第58頁を参照。
- 25) 近藤秀樹「清代の捐納と官僚社会の終末」（上）～（下）、『史林』（京都、史学研究会）第46巻第2号、1963年1月、第82～110頁；第3号、1963年3月、第77～100頁；第4号、1963年3月、第60～86頁。海外の学界では、張仲礼が中国紳士について優れた研究を行うにあたり、捐納全書も利用したことはすでに知られている。（『中国紳士』、上海、上海社会科学院出版社、2002年；『中国紳士の収入』、上海、上海社会科学院出版社、2001年を参照）。
- 26) 『大清捐納全書』（光緒十三年丁亥秋季、光緒十三年京都栄録堂刊本）、『大清捐納全書』（光緒十五年己丑秋季、光緒十五年京都栄録堂刊本）、『大清捐納全書』（光緒十七年辛卯春季、光緒十七年京都栄録堂刊本）、『爵秩全函』（光緒十七年辛卯冬季、光緒十七年京都栄録堂刊本）、『大清爵秩全覽』（光緒十七年辛卯秋季、光緒十七年京都栄録堂刊本）。
- 27) 拙稿「清代の捐納制度と候補制度について——捐納出身者の登用問題を中心に——」を参照。
- 28) 丁柔克『柳弧』（北京、中華書局、2002年）、第204頁。
- 29) この書目は、各図書館の目録をもとに作成して、学界の参考に供するものである。今後さらなる調査を通じ、より精確な書目を作成したい。なお、「刊行年代」の項での「京都」というのは、清代北京のことを指す。

大清摺紳全書所蔵簡目(上海図書館・ハーバード燕京図書館)

年代	書名	刊行年代	所蔵情况		備考
			上	燕	
中国年号 乾隆二十二年	1757 大清職官選除全書	乾隆二十二年寶名堂刊本		3	存一、二、四冊
西曆 1764	滿漢爵秩全書	乾隆年間京都榮錦堂刊本		4	
乾隆二十九年	1788 大清摺紳全書(乾隆五十三年戊申冬季)	乾隆五十二年京都榮慶堂刊本	4		
乾隆三十三年	1792 大清摺紳全書(乾隆五十七年壬子春季)	乾隆五十七年京都瀟溪閣刊本		4	
乾隆三十七年	1793 大清摺紳全書(乾隆五十八年癸丑春季)	乾隆五十八年京都榮錦堂刊本		6	附中樞備覽
乾隆五十八年	— 爵秩新本	乾隆年間刊本	2		
—	— 摺紳全本(清乾隆間)	清乾隆年間刊本	1		
嘉慶元年	1796 大清摺紳全書(嘉慶元年丙辰秋季)	嘉慶元年京都寶名堂刊本		4	
嘉慶六年	1801 大清摺紳全書(嘉慶六年辛酉冬季)	嘉慶六年京都榮慶堂刊本		4	
嘉慶九年	1804 大清摺紳全書(嘉慶九年甲子冬季)	嘉慶九年京都崇名堂刊本		4	
嘉慶十年	1805 大清摺紳全書(嘉慶十年乙丑)	嘉慶十年京都崇名堂刊本		6	
道光十三年	1833 大清摺紳全書(道光十三年癸巳冬季)	道光十三年京都榮慶堂刊本		4	
道光十四年	1834 大清摺紳全書(道光十四年甲午冬季)	道光十四年京都榮慶堂刊本		4	
道光十五年	1835 大清摺紳全書(道光十五年乙未春季)	道光十五年京都西二酉堂刊本		6	附中樞備覽
道光十六年	1836 大清摺紳全書(道光十六年丙申冬季)	清刊本	4		
道光十八年	1838 大清摺紳全書(道光十八年戊戌春季)	道光十八年京都坊刊本		4	
道光二十年	1840 爵秩全覽(道光二十年庚子秋季)	道光二十年京都坊刊本		4	
道光二十二年	1842 大清摺紳全書(道光二十二年壬寅秋季)	道光二十二年京都榮錦堂刊本		6	附中樞備覽
道光二十六年	1846 大清摺紳全書(道光二十六年丙午春季)	道光二十六年京都榮錦堂刊本		4	
—	— 爵秩全書(道光二十六年丙午冬季)	道光二十六年京都刊本		4	
道光二十七年	1847 大清摺紳全書(道光二十七年丁未夏季)	道光二十七年京都貴文堂刊本		4	
—	— 大清摺紳全書(道光二十七年丁未秋季)	道光二十七年京都榮錦堂刊本		4	

前近代中國の職員録（五羅）

道光二十八年	1848	大清摺紳全書(道光二十八年戊申冬季)	道光二十七年京都榮錄堂刊本		6	附大清中樞備覽
道光二十九年	1849	爵秩全覽(道光二十九年己酉夏季)	道光二十九年京都坊刊本	4		
		大清摺紳全書(道光二十九年己酉夏季)	道光二十九年京都文琳堂刊本	4		
		大清摺紳全書(道光二十九年己酉秋季)	道光二十九年京都榮華堂刊本	6		附中樞備覽
		大清摺紳全書(道光二十九年己酉冬季)	道光二十九年京都文御堂刊本	1		存湖北、湖南、雲南、山東、山西、陝西、甘肅
道光三十年	1850	爵秩全覽(道光三十年庚戌春季)	道光三十年刊本	4		
		大清摺紳全書(道光三十年庚戌秋季)	道光三十年京都榮錄堂刊本	4		
-	-	爵秩全書	道光年間刊本	4		
咸豐元年	1851	爵秩全覽(咸豐元年辛亥夏季)	咸豐元年京都坊刊本	4		
		爵秩全覽(咸豐元年辛亥冬季)	咸豐元年刊本	2		
咸豐二年	1852	大清摺紳全書(咸豐二年壬子秋季)	咸豐二年京都榮錄堂刊本	4		
		大清摺紳全書(咸豐二年壬子冬季)	咸豐二年京都榮錄堂刊本	4		缺第二冊
咸豐三年	1853	大清摺紳全書(咸豐三年癸丑)	咸豐三年京都榮錄堂刊本	6		
咸豐四年	1854	大清摺紳全書(咸豐四年甲寅春季)	咸豐四年京都貴文堂刊本	4		
		大清摺紳全書(咸豐四年甲寅冬季)	咸豐四年京都榮錄堂刊本	4		
咸豐五年	1855	大清摺紳全書(咸豐五年乙卯春季)	咸豐五年京都榮錄堂刊本	4		
		大清摺紳全書(咸豐五年乙卯秋季)	咸豐五年京都榮錄堂刊本	4		
		大清摺紳全書(咸豐六年丙辰夏季)	咸豐六年京都榮錄堂刊本	4		附中樞備覽
咸豐七年	1857	大清摺紳全書(咸豐七年丁巳春季)	咸豐七年京都貴文堂刊本	4		
咸豐九年	1859	大清摺紳全書(咸豐九年己未冬季)	咸豐九年京都榮錄堂刊本	4		
咸豐十年	1860	大清摺紳全書(咸豐十年庚申冬季)	咸豐十年文英堂刊本	4		
咸豐十一年	1861	大清摺紳全書(咸豐十一年辛酉)	咸豐十一年京都榮錄堂刊本	4		
同治三年	1864	大清摺紳全書(同治三年甲子夏季)	同治三年京都榮晉齋刊本	4		
		大清摺紳全書(同治三年甲子秋季)	同治三年京都榮錄堂刊本	4		
		大清摺紳全書(同治三年甲子冬季)	同治三年京都榮錄堂刊本			

前近代中国の職員録（伍羅）

同治五年	1866	大清摺紳全書(同治五年丙寅春季)	同治五年京都榮晉齋刊本	4	
		大清摺紳全書(同治五年丙寅夏季)	同治五年京都榮錄堂刊本	4	
同治六年	1867	大清摺紳全書(同治六年丁卯夏季)	同治六年京都榮錄堂刊本	4	
同治七年	1868	爵秩全覽(同治七年戊辰秋季)	同治七年京都刊本	4	
		爵秩全覽(同治七年戊辰冬季)	同治七年京都刊本	4	
同治八年	1869	大清摺紳全書(同治八年己巳春季)	同治八年京都榮錄堂刊本	4	
同治九年	1870	大清摺紳全書(同治九年庚午夏季)	同治九年京都榮錄堂刊本	4	
同治十年	1871	大清摺紳全書(同治十年辛未春季)	同治十年京都崇名堂刊本	4	
		大清摺紳全書(同治十年辛未夏季)	同治十年京都斌陞堂刊本	4	
		大清摺紳全書(同治十年辛未秋季)	同治十年京都榮錄堂刊本	4	
		爵秩全覽(同治十年辛未冬季)	同治十年京都刊本	4	
同治十一年	1872	大清摺紳全書(同治十一年壬申春季)	同治十一年京都榮錄堂刊本	4	
		大清摺紳全書(同治十一年壬申夏季)	同治十一年京都刊本	6	附中樞備覽
		大清摺紳全書(同治十一年壬申秋季)	同治十一年京都榮錄堂刊本	4	
		大清摺紳全書(同治十一年壬申冬季)	同治十一年京都斌陞堂刊本	4	
同治十二年	1873	大清摺紳全書(同治十二年癸酉秋季)	同治十二年京都斌陞堂刊本	4	
		大清摺紳全書(同治十二年癸酉冬季)	同治十二年京都榮晉齋刊本	4	
同治十三年	1874	爵秩全覽(同治十三年甲戌夏季)	同治十三年京都刊本	4	
光緒元年	1875	大清摺紳全書(光緒元年乙亥春季)	光緒元年京都斌陞堂刊本	4	
		爵秩全覽(光緒元年乙亥夏季)	光緒元年刊本	4	
光緒二年	1876	大清摺紳全書(光緒二年丙子春季)	光緒二年刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒二年丙子夏季)	光緒二年京都榮錄堂刊本	4	
光緒三年	1877	大清摺紳全書(光緒三年丁丑秋季)	光緒三年京都榮錄堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒三年丁丑冬季)	光緒三年京都榮錄堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒三年丁丑春季)	光緒三年京都寶善堂刊本	4	
光緒四年	1878	爵秩全覽(光緒四年戊寅春季)	光緒四年刊本	4	

前近代中国の職官録（伍羅）

		大清摺紳全書(光緒四年戊寅春季)	光緒四年京都寶善堂刊本	6	
		大清摺紳全書(光緒四年戊寅夏季)	光緒四年京都榮録堂刊本	4	
光緒五年	1879	大清摺紳全書(光緒五年己卯秋季)	光緒五年京都榮華堂刊本	4	
光緒六年	1880	大清摺紳全書(光緒六年庚辰秋季)	光緒六年京都榮録堂刊本	4	
光緒七年	1881	大清摺紳全書(光緒七年辛巳春季)	光緒七年京都榮録堂刊本	3	
		大清摺紳全書(光緒七年辛巳夏季)	光緒七年刊本	4	
		内務府爵秩全覽(光緒七年辛巳夏季)	光緒七年京都刊本	1	
光緒八年	1882	大清摺紳全書(光緒八年壬午夏季)	光緒八年京都榮華堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒八年壬午秋季)	光緒八年京都榮録堂刊本	4	
光緒十年	1884	大清摺紳全書(光緒十年甲申春季)	光緒十年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十年甲申夏季)	光緒十年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十年甲申秋季)	光緒十年京都刊本	4	
光緒十一年	1885	大清摺紳全書(光緒十一年乙酉春季)	光緒十一年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十一年乙酉夏季)	光緒十一年京都寶善堂刊本	6	
		大清摺紳全書(光緒十一年乙酉秋季)	光緒十一年京都榮録堂刊本	6	附中樞備覽
		大清摺紳全書(光緒十一年乙酉秋季)	光緒十一年京都榮録堂刊本	4	
光緒十二年	1886	大清摺紳全書(光緒十二年丙戌春季)	光緒十二年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十二年丙戌夏季)	光緒十二年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十二年丙戌秋季)	光緒十二年京都榮録堂刊本	6	附大清中樞備覽
		大清摺紳全書(光緒十二年丙戌冬季)	光緒十二年京都榮録堂刊本	6	附中樞備覽
光緒十三年	1887	大清摺紳全書(光緒十三年丁亥夏季)	光緒十三年京都榮陞堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十三年丁亥秋季)	光緒十三年京都榮録堂刊本	4	
光緒十四年	1888	大清摺紳全書(光緒十四年戊子春季)	光緒十四年京都榮録堂刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒十四年戊子夏季)	光緒十四年京都榮録堂刊本	3	
		大清摺紳全書(光緒十四年戊子秋季)	光緒十四年京都來鹿堂刊本	4	附中樞備覽(燕)
光緒十五年	1889	大清摺紳全書(光緒十五年己丑春季)	光緒十五年京都榮録堂刊本	4	

前近代中国の職員録（五躍）

光緒十六年	爵秩全覽(光緒十五年己丑秋季)	光緒十五年京都刊本	4
	1890 大清摺紳全書(光緒十六年庚寅春季)	光緒十六年京都榮録堂刊本	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅冬季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅春季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十六年庚寅冬季)	4
光緒十七年	1891 大清摺紳全書(光緒十七年辛卯春季)	光緒十七年京都來鹿堂刊本	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯夏季)	1
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯冬季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯春季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯冬季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯春季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十七年辛卯冬季)	4
光緒十八年	1892 大清摺紳全書(光緒十八年壬辰春季)	光緒十八年京都榮録堂刊本	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰冬季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰春季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰夏季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰秋季)	4
		大清摺紳全書(光緒十八年壬辰冬季)	4
光緒十九年	1893 大清摺紳全書(光緒十九年癸巳春季)	光緒十九年京都榮録堂刊本	4

前近代中國の職員録（伍躍）

	大清摺紳全書(光緒十九年癸巳夏季)	光緒十九年京都松竹齋刊本	6	附中樞備覽
	大清摺紳全書(光緒十九年癸巳夏季)	光緒十九年京都榮錦堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒十九年癸巳秋季)	光緒十九年京都松竹齋刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒十九年癸巳秋季)	光緒十九年京都榮錦堂刊本	4	
光緒二十年	大清摺紳全書(光緒二十年甲午春季)	光緒二十年京都榮錦堂刊本	4	附中樞備覽
	大清摺紳全書(光緒二十年甲午夏季)	光緒二十年京都松竹齋刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十年甲午夏季)	光緒二十年京都榮錦堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十年甲午秋季)	光緒二十年京都榮錦堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十年甲午冬季)	光緒二十年京都榮錦堂刊本	4	
光緒二十一年	大清摺紳全書(光緒二十一年乙未春季)	光緒二十一年刊本	4	
	爵秩全覽(光緒二十一年乙未春季)	光緒二十一年刊本	1	
	新增爵秩全覽(光緒二十一年乙未春季)	光緒二十一年京都刊本	5	
	大清摺紳全書(光緒二十一年乙未夏季)	光緒二十一年京都榮錦堂刊本	6	附中樞備覽
	大清摺紳全書(光緒二十一年乙未秋季)	光緒二十一年京都榮錦堂刊本	4	附中樞備覽(燕)
	大清摺紳全書(光緒二十一年乙未冬季)	光緒二十一年京都榮錦堂刊本	4	
光緒二十二年	大清摺紳全書(光緒二十二年丙申春季)	光緒二十二年京都松竹齋刊本	4	
	爵秩全覽(光緒二十二年丙申春季)	光緒二十二年刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十二年丙申夏季)	光緒二十二年京都榮錦堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十二年丙申秋季)	光緒二十二年京都榮錦堂刊本	4	
	內務府爵秩全覽(光緒二十二年丙辰秋季)	光緒二十二年京都刊本	1	
	大清摺紳全書(光緒二十二年丙辰冬季)	光緒二十二年京都榮錦堂刊本	4	
	爵秩全覽(光緒二十二年丙辰冬季)	光緒二十二年京都坊刊本	6	
光緒二十三年	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉春季)	光緒二十三年京都松竹齋刊本	6	附新增摺紳
	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉春季)	光緒二十三年京都松竹齋刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉秋季)	光緒二十三年京都榮錦堂刊本	6	附中樞備覽
	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉秋季)	光緒二十三年京都松竹齋刊本	6	

前近代中國の職員録 (五曜)

	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉冬季)	光緒二十三年京都榮錄堂刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十三年丁酉冬季)	光緒二十三年京都松竹齋刊本	8	附大清中樞備覽、新增摺紳
	爵秩全覽(光緒二十三年丁酉冬季)	光緒二十三年刊本	4	
光緒二十四年 1898	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌春季)	光緒二十四年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌夏季)	光緒二十四年京都榮錄堂刊本	8	附中樞備覽
	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌秋季)	光緒二十四年京都榮錄堂刊本	8	附大清中樞備覽、新增摺紳
	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌秋季)	光緒二十四年刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌冬季)	光緒二十四年京都榮錄堂刊本	8	附大清中樞備覽、新增摺紳
	大清摺紳全書(光緒二十四年戊戌冬季)	光緒二十四年京都榮錄堂刊本	6	
	新增爵秩全覽(光緒二十四年戊戌)	光緒二十四年刊本	5	
光緒二十五年 1899	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥春季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥春季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	6	附新增摺紳
	爵秩全覽(光緒二十五年己亥春季)	光緒二十五年刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥夏季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥夏季)	光緒二十五年刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥秋季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	4	一名爵秩全覽
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥秋季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十五年己亥冬季)	光緒二十五年京都榮錄堂刊本	4	
光緒二十六年 1900	大清摺紳全書(光緒二十六年庚子春季)	光緒二十六年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十六年庚子春季)	光緒二十六年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十六年庚子夏季)	光緒二十六年京都榮錄堂刊本	6	附中樞備覽
	爵秩全覽(光緒二十六年庚子秋季)	光緒二十六年京都坊刊本	4	
光緒二十七年 1901	大清摺紳全書(光緒二十七年辛丑秋季)	光緒二十七年京都榮錄堂刊本	6	
	大清摺紳全書(光緒二十七年辛丑冬季)	光緒二十七年京都榮錄堂刊本	4	
光緒二十八年 1902	大清摺紳全書(光緒二十八年壬寅春季)	光緒二十八年京都榮錄堂刊本	4	
	大清摺紳全書(光緒二十八年壬寅夏季)	光緒二十八年京都榮錄堂刊本	4	附中樞備覽(燕)

前近代中国の職録録 (五編)

		爵秩全覽(光緒二十八年壬寅夏季)	光緒二十八年刊本	6	
		大清摺紳全書(光緒二十八年壬寅秋季)	光緒二十八年京都榮錄堂刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒二十八年壬寅冬季)	光緒二十八年京都榮實齋刊本		6 附新增摺紳
光緒二十九年	1903	大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯春季)	光緒二十九年京都榮錄堂刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯夏季)	光緒二十九年京都榮實齋刊本	4	6 附中樞備覽
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯秋季)	光緒二十九年京都榮錄堂刊本	6	
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯冬季)	光緒二十九年京都榮實齋刊本	4	4
		內務府爵秩全覽(光緒二十九年癸卯秋季)	光緒二十九年京都刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯秋季)	光緒二十九年京都榮實齋刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯春季)	光緒二十九年京都榮錄堂刊本	4	4
		爵秩全覽(光緒二十九年癸卯秋季)	光緒二十九年刊本	6	
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯冬季)	光緒二十九年京都榮錄堂刊本	4	6 附中樞備覽(兼)
		大清摺紳全書(光緒二十九年癸卯冬季)	光緒二十九年京都榮實齋刊本	6	
光緒三十年	1904	大清摺紳全書(光緒三十年甲辰春季)	光緒三十年京都榮錄堂刊本	4	6 附中樞備覽(兼)
		爵秩全書(光緒三十年甲辰春季)	光緒三十年刊本	4	
		大清摺紳全書(光緒三十年甲辰夏季)	光緒三十年京都榮實齋刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒三十年甲辰秋季)	光緒三十年京都榮錄堂刊本	4	4
		新增爵秩全覽(光緒三十年甲辰秋季)	光緒三十年京都坊刊本	2	
		大清摺紳全書(光緒三十年甲辰冬季)	光緒三十年京都榮錄堂刊本	4	4
		大清摺紳全書(光緒三十年甲辰冬季)	光緒三十年刊本	6	
光緒三十一年	1905	大清摺紳全書(光緒三十一年乙巳春季)	光緒三十一年京都榮錄堂刊本	6	6 附中樞備覽(兼)
		大清摺紳全書(光緒三十一年乙巳夏季)	光緒三十一年京都榮實齋刊本	6	6 附中樞備覽(兼)
		大清摺紳全書(光緒三十一年乙巳秋季)	光緒三十一年京都榮錄堂刊本	4	6 附中樞備覽(兼)
		大清摺紳全書(光緒三十一年乙巳冬季)	光緒三十一年京都榮錄堂刊本	4	4
		新增爵秩全覽(光緒三十一年乙巳春夏秋季)	光緒三十一年京都刊本	8	
光緒三十二年	1906	大清摺紳全書(光緒三十二年丙午春季)	光緒三十二年京都榮錄堂刊本	4	4

前近代中國の職官録 (五) 羅

		大清指紳全書(光緒三十二年丙午夏季)	光緒三十二年京都榮祿堂刊本	4	6	附中樞備覽(燕)
		大清指紳全書(光緒三十二年丙午秋季)	光緒三十二年京都榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(光緒三十二年丙午秋季)	光緒三十二年京都福潤堂刊本	5		
		爵秩全函(光緒三十二年丙午秋季)	光緒三十二年京都榮祿堂刊本	4		
		大清指紳全書(光緒三十二年丙午冬季)	光緒三十二年京都榮祿堂刊本	4		
		大清指紳全書(光緒三十二年丙午冬季)	光緒三十二年京都榮寶齋刊本	4		
光緒三十三年	1907	大清指紳全書(光緒三十三年丁未春季)	光緒三十三年京都榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未春季)	光緒三十三年京都福潤堂刊本	5		
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未夏季)	光緒三十三年京都榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未秋季)	光緒三十三年京都榮祿堂刊本	6	4	
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未秋季)	光緒三十三年京都槐蔭山房刊本	4		
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未冬季)	光緒三十三年京都榮祿堂刊本	4	6	附中樞備覽
		大清指紳全書(光緒三十三年丁未冬季)	光緒三十三年京都榮寶齋刊本	4		
		爵秩全函(光緒三十三年丁未)	光緒三十三年京都榮祿堂刊本	4		
光緒三十四年	1908	大清指紳全書(光緒三十四年戊申春季)	光緒三十四年榮祿堂刊本	4		
		大清指紳全書(光緒三十四年戊申春季)	光緒三十四年京都榮寶齋刊本	5	4	
		爵秩全覽(光緒三十四年戊申春季)	光緒三十四年刊本	4		
		大清指紳全書(光緒三十四年戊申夏季)	光緒三十四年榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(光緒三十四年戊申秋季)	光緒三十四年榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(光緒三十四年戊申冬季)	光緒三十四年榮祿堂刊本	4	4	
宣統元年	1909	大清指紳全書(宣統元年己酉春季)	宣統元年京都榮寶齋刊本	4	4	
		爵秩全覽(宣統元年己酉春季)	宣統元年刊本	4		
		大清指紳全書(宣統元年己酉夏季)	宣統元年京都榮祿堂刊本	4	4	
		大清指紳全書(宣統元年己酉秋季)	宣統元年京都榮祿堂刊本	6		
		大清指紳全書(宣統元年己酉秋季)	宣統元年京都榮寶齋刊本	4	5	附直省候補同官錄(燕)
		大清指紳全書(宣統元年己酉冬季)	宣統元年京都榮祿堂刊本	4	4	

	大清百官録(宣統元年巳酉冬季)	宣統元年京都槐蔭山房刊本	4	
	爵秩全覽(宣統元年巳酉)	宣統元年刊本	1	
宣統二年	大清摺紳全書(宣統二年庚戌春季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	5	附直省候補同官録
	大清摺紳全書(宣統二年庚戌春季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	4	
	大清摺紳全書(宣統二年庚戌夏季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	6	附中樞備覽
	大清摺紳全書(宣統二年庚戌秋季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	5	4
	大清摺紳全書(宣統二年庚戌冬季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	4	
	大清摺紳全書(宣統二年庚戌冬季)	宣統二年京都榮寶齋刊本	7	附中樞備覽
	憲政最新摺紳全書(宣統二年庚戌)	宣統二年京都榮寶齋刊本	6	
宣統三年	大清摺紳全書(宣統三年辛亥春季)	宣統三年京都榮寶齋刊本	5	4
	大清摺紳全書(宣統三年辛亥夏季)	宣統三年京都榮寶齋刊本	5	
	大清摺紳全書(宣統三年辛亥秋季)	宣統三年京都榮寶齋刊本	7	7
	大清摺紳全書(宣統三年辛亥秋季)	宣統三年京都榮寶齋刊本	6	附增補
	爵秩全覽(宣統二年庚戌至三年辛亥)	宣統二年至三年刊本	18	